

天然記念物内の雑木及び国定公園の指定種の取扱いについて

天然記念物内の雑木の取扱い

1 文化財保護法上の扱い

天然記念物()の区域内の木の伐採は、天然記念物の「現状変更」に該当するため、文化庁長官又は県・市教育委員会の許可を得なければならない(文化財保護法第125条第1項)。

八島ヶ原湿原等において湿原の保全や本来の景観の維持等のために雑木を伐採する場合は、重大な許可に当たり、文化庁長官の許可が必要と考えられる。

八島ヶ原湿原、踊場湿原、車山湿原は、昭和14年に車山の樹叢及び草原植物群落とともに天然記念物に指定。

その後、昭和38年に3湿原のみが「霧ヶ峰湿原植物群落」として再指定されている。



雑木を処理するには、文化財保護法に照らしながら、学術的見地等の裏づけを基に霧ヶ峰みらい協議会で対応方針について合意形成することが必要

(注) 八島ヶ原湿原及び踊場湿原は、国定公園の特別保護地区でもあり、それに対応した自然公園法上の許可も必要

2 天然記念物内の雑木処理を行う場合の考え方

(1) 処理の必要性

八島ヶ原湿原等の霧ヶ峰湿原植物群落が天然記念物に指定された理由である、「泥炭地であって、固有の泥炭形成植物が盛んに発生している」状態が、雑木の侵入等に起因する乾燥化の進行により損なわれつつある現状を踏まえ、対策を講じる必要がある。

(2) 実施の方法

対応方針について協議会の合意形成をし、文化庁長官の許可を得る。

また、協議会の検討の過程においても、県教育委員会を通じ文化庁と情報交換、調整を行うほか、文化庁の調査官に現地確認をしてもらうなど条件整備を図る。

レンゲツツジ（指定種）の取扱い

1 自然公園法上の扱い

レンゲツツジは、国定公園において採取し又は損傷することについて知事の許可を必要とする植物

（自然公園法第13条第3項第10号の規定により環境大臣が指定した植物）



伐採や剪定を行うには、自然公園法に照らしながら、霧ヶ峰みらい協議会においてその必要性について検討し、対応方針について合意形成することが必要

2 レンゲツツジの伐採等を行う場合の考え方

(1) 伐採等の必要性

同じく国定公園の指定種であるマツムシソウ、コウリンカ、アサマフウロなどの植物の繁殖が阻害されていることから、増えすぎたレンゲツツジに関し、対策を講じる必要がある。

(2) 実施の方法

2つの方法がある。

ア 自然再生事業として実施

霧ヶ峰の植生のあるべき姿や自然景観について協議会で十分に協議、合意形成し、「自然再生推進計画」を策定して、自然再生事業の一環として実施する。

イ 学術研究のために実施

自然再生推進計画について検討する過程で、植生復元等の調査としてエリアを限定して行う。